

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性		速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等と の整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等 との調整の難 易				
1	交通 安全 施設	信号機 (視覚障害者用付 加装置設置)	西京区榎原砦町 山陰街道榎原三ノ 宮前交差点	山陰街道を横断してバス 停に行くための安全対策 として、視覚障害者用付 加装置の設置を要望	無	○		○	○	×	○	○	○	○	実施 しない		西京署管内 (受付番号 287)
2	交通 安全 施設	信号機 (視覚障害者用付 加装置設置)	右京区西院久保田 町 五条西小路交差点	視覚障害者の安全対策と して、視覚障害者用付加 装置の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		右京署管内 (受付番号 288)
3	交通 安全 施設	横断歩道	京都市中京区西ノ 京小堀池町20番地 6先	西小路太子道交差点に横 断歩道の移設要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		中京署管内 (受付番号42)
4	交通 安全 施設	横断歩道	京都市北区衣笠西 御所ノ内町12番地 3先	鏡石通市道金閣寺緯6号 線交差点に横断歩道の設 置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		北署管内 (受付番号45)
5	交通 安全 施設	横断歩道	京都市伏見区醍醐 折戸町8番地の1 先	醍醐緯 205号線醍醐経 131号線交差点西詰に横 断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		伏見署管内 (受付番号52)
6	交通 安全 施設	横断歩道	京都市山科区西野 離宮町39番地先	離宮橋西詰交差点北詰に 横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		山科署管内 (受付番号70)
7	交通 安全 施設	横断歩道	京都市山科区西野 左義長町35番地先	山科柳辻緯7号線山科西 野経8号線交差点北詰に 横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		山科署管内 (受付番号71)
8	交通 安全 施設	一時停止	京都市北区紫野下 若草町12番地2先 交差点ほか1箇所	船岡西通市道西紫野緯10 号線交差点及び船岡西通 市道西紫野緯32号線交差 点に一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		北署管内 (受付番号82)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易				
9	交通安全施設	一時停止	京都市北区紫野南船岡町72番地1先	船岡東通と鞍馬口通との交差点に一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	北署管内 (受付番号83)
10	交通安全施設	停止禁止部分	京都市左京区静市野中町250番地31先	府道京都広河原美山線に停止禁止部分の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	下鴨署管内 (受付番号108)
11	交通安全施設	横断歩道	京都市北区紫竹北大門町92番地先	玄以通牛若通交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	北署管内 (受付番号110)
12	交通安全施設	横断歩道	京都市中京区西ノ京車坂町14番地先	太子道市道西ノ京経19号線及び市道西ノ京経22号線交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	実施しない	中京署管内 (受付番号191)
13	交通安全施設	一時停止	京都市伏見区久我森の宮町9番地51先	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	向日町署管内 (受付番号218)
14	交通安全施設	横断歩道	京都市左京区静市市原町93番地1先	府道下鴨静原大原線静市1号線交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	×	○	○	×	○	○	○	実施しない	下鴨署管内 (受付番号225)
15	交通安全施設	横断歩道	京都市北区鷹峯南鷹峯町17番地先	玄珠通市道鷹峯10号線及び市道釈迦谷道交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	一部実施	北署管内 (受付番号235)
16	交通安全施設	最高速度	京都市北区鷹峯木ノ畑町ほか	千本通・玄珠通・鷹峯5号線に最高速度の規制要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	一部実施	北署管内 (受付番号236)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

